様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2024年　12月　13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃにほんでーたこんとろーる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社日本データコントロール  （ふりがな） やまぐち　よしひさ  （法人の場合）代表者の氏名 山口　喜久  住所　〒108-0074 東京都港区高輪3丁目25番23号 京急第2ビル  法人番号　7010401069585  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　10月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXへの取り組み」にて公表<https://www.ndc-net.co.jp/service/dx/>  以下に記載  ■背景  ■経営ビジョン・当社におけるDX  ■DX推進の方針 | | 記載内容抜粋 | ■背景  データとデジタル技術を活用した、製品やサービス、ビジネスモデルそのものの変革による、新たな価値創出が求められています。このような環境下において当社が持続的に発展するために、先端デジタル技術の担い手として、お客さまの新しい価値を共創できる「DXパートナー」へと変革していくことが重要です。また、独自のITサービス提供者となることも、持続的な成長のために必要と考えています。AI技術の進化により、データの利用は容易かつ重要になっています。AIで社内外のデータを活用し、サービスレベル向上につなげることが重要と考えています。  ■経営ビジョン・当社におけるDX  ・お客様のDXパートナーとして新しい価値を共創すること  ・独自のITサービスを提供し、社会の発展に貢献すること  ■DX推進の方針  当社では経営ビジョンの実現のため、以下を基本的な方針としてDXを推進します。  ・IoT・AIなどのデジタル技術の研究開発、お客様とのプロトタイプ開発により、お客様のDXを推進する  ・サービス分野におけるロボットの開発や、デジタル技術を活用した独自のサービスを社会へ提供する  ・AIを活用した知識・情報共有により、サービスレベルを向上する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年10月度取締役会の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　10月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXへの取り組み」にて公表<https://www.ndc-net.co.jp/service/dx/>  以下に記載  ■DX戦略の推進  ■デジタル技術活用戦略 | | 記載内容抜粋 | 【DX戦略の概要】  3ヶ年の計画である第10次中期経営計画の中で、以下をDX戦略の重点課題に設定しています。  1.DX研究開発事業部によるビジネス創出  2.企画管理本部による情報基盤整備  3.デジタルを活用した教育受講による人材育成  4.生成AIの全社的活用  【データ活用を組み込んだ具体的な内容】  ・音声データと生成AIを活用したAI文字起こしによる議事録作成などの、新しい価値創出の研究  ・ロボットのセンサデータと生成AIを活用した新しい価値創出の研究  ・情報基盤による社内開発ノウハウの共有  ・情報基盤による場所、端末を問わない情報へのアクセス提供の実現  ・オンライン教育とその受講実績を利用した、人材育成状況の可視化  ・AIによる社内文書・規程の検索、要約情報提供による社内作業コスト削減  ・社内ワーキンググループによる生成AI活用の研究活動 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年10月度取締役会の承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 以下に記載  ■推進体制  ■人材育成 | | 記載内容抜粋 | ■推進体制  ・DX研究開発事業部  代表取締役社長がDX研究開発事業部、事業部長を兼務しビジネス創出を推進  ・企画管理本部  企画管理本部長を社内におけるDX推進責任者として、情報基盤の整備活用を事業部門と連携して推進  ■人材育成  お客様、社内においてデジタル技術によりDX推進が可能な人材を育成する制度として、DX人材認定制度を立ち上げました。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 以下に記載  ■IT整備 | | 記載内容抜粋 | ■IT整備  クラウド利用を推進し、場所や端末を選ばず情報にアクセス可能な統合的な業務環境およびAIによる業務支援環境を整備します。整備したクラウド環境における業務の自動化を推進し生産性の向上を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　10月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXへの取り組み」にて公表<https://www.ndc-net.co.jp/service/dx/>  以下に記載  ■当社のDX戦略達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | DX推進の達成度は以下の指標で管理します。本指標の確認は、月1回開催される役員・幹部が集まる会議内で行い、定期的に推進の見直しを実施します。  ■企業価値創造に係る指標  ・IT投資規模  戦略上の取り組みである、ビジネス創出、情報基盤整備、生成AI活用について、IT投資効率が前年度よりプラスで推移することにより、DXの達成度を評価。  ■DX戦略に定められた計画の進捗を評価する指標  ・DX人材社内認定者数の増加  人材育成についてDX人材の社内認定数が各事業部門年間プラス1名ずつを達成できていることで、進捗を評価。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　10月　30日 | | 発信方法 | 代表取締役社長の発信で、DX推進戦略、推進の方策について当社コーポレートサイトのお知らせとして発信。  https://www.ndc-net.co.jp/news/20241030/ | | 発信内容 | データとデジタル技術を活用した、新たな価値創出が求められる昨今の社会環境において、当社は変化に対応すべくデジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組んでおります。  当社においてはDXにより実現したい姿を、次のように定義しております。  ・お客様のDXパートナーとして新しい価値を共創すること  ・独自のITサービスを提供し、社会の発展に貢献すること  3ヶ年の計画である第10次中期経営計画開始の2024年10月からは企画管理本部を社内におけるDXの推進組織として、情報基盤の整備や生成AI活用によるサービス品質の向上施策を進める他、DX研究開発事業部による音声データと生成AIを活用したサービスの提供など、新しい価値創出のための取り組みでDXを推進します。  当社では社内認定制度であるDX人材認定制度による、DXを推進できる人材の育成と、IT投資額をDX推進の達成度指標としております。前期は定めた目標を達成し順調に取り組みが進んでいることをご報告します。  今後も当社のDXへの取り組みについて情報を公表し、計画を達成していくことをご報告してまいります。  株式会社日本データコントロール 代表取締役社長　山口 喜久 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　2024年　10月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施。DX推進指標自己診断結果入力サイトより提出済。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 情報セキュリティポリシーを策定、年1回セキュリティ教育計画書を作成し、従業員のセキュリティ教育とテスト、セキュリティ点検を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。